

## 乗務員室の構造

第72条 乗務員室は、客室の旅客により乗務員の操作が妨げられないものであって、列車の運転に支障のないよう、必要な出入口を設けたものでなければならない。ただし、特殊車の乗務員室については、このかぎりでない。

2 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。かつ、前面においては、小石、風圧等から乗務員を保護することができる十分な強度を有するものでなければならない。ただし、特殊車の乗務員室については、この限りでない。

### [解釈基準及び解説]

#### [基本事項]

1. 乗務員室の構造は以下のとおりとする。(特殊車を除く。)

- (1) 乗務員室は、客室から仕切られたものであること。
  - \*最低限パイプ等による仕切りでも良い。(ワンマン運転車両の場合)
- (2) (1)にかかわらず、乗務員の常務しない可能性のある運転室にあつては、運転室に設けた設備に旅客が容易に触れられないよう扉等の仕切を設けた構造又は同装置等を機械的若しくは電氣的に鎖錠できる構造とすること。
- (3) 乗務員室の乗降口は、以下のとおりとする。
  - ① 乗務員用の乗降口を設けること。ただし、乗務員が客室等を経由して容易に乗降することができる車両にあつては、この限りでない。
  - ② 車両の側面に設けた乗降口は、内開き戸又は引き戸とすること。ただし、運転室に限り、扉が開いた場合にその旨を表示する装置を設けた場合は、外開き戸とすることができる。外開き戸を採用する際は、開いた場合に建築限界との間隔を75mm以上確保すること。
- (4) 乗務員室を有する旅客車にあつては、乗務員室と客室等との間に引き戸又は開き戸構造の出入り口を設けること。この場合において、非常時の非難用として利用する開き戸は、乗務員室側に開くもの、もしくは両側に開くものとする。

2. 乗務員室の窓は、以下のとおりとする。

- (1) 運転室の前面には、運転に必要な視野を有する窓を設け、降雨時等にも視野を確保できるワイパ装置を設けること。
- (2) 窓には、運転される速度及び気象条件による風圧に耐え、小石や鳥などの飛来物により損傷した場合においても運転者の視野が確保でき、かつ、容易に貫通されないガラス又は同等以上の性能を有するものを取り付けること。この場合において、容易に貫通されないガラスとは、JIS R 3213 (鉄道車両用安全ガラ

- ス) による合わせガラスをその適合例とする。
- (3) 乗務員室の両側面には、運転に必要な窓を設けること。この場合においては、車掌が用いる両側面（車両の片側に設けられた車掌室にあっては、当該側面）の窓は、開閉できること。

[無軌条電車]

- 3 基本事項によること。ただし、1 (3) ②、(4) 及び2 (3) (車掌が用いる窓に限る。) は、適用しない。

[鋼索鉄道]

- 4 基本事項によること。ただし、2 (1) 中、運転に必要なとあるのは、前方確認に必要なと読み替えるほか、2 (2) 及び(3) は、適用しない。

以 上